

国別開発協力方針へのご意見募集結果  
 (ご意見の概要と外務省からの回答)

意見概要	回答
<p>(国名) タイ</p> <p>1 障害者支援分野において、当事者の参画が進んでいるタイと共同でのプロジェクトを実施すべきであり、本協力方針の中でも強調すべき。</p> <p>2 難民支援や越境犯罪への対応をはじめとする人間の安全保障の分野について、昨今の近隣国の状況も踏まえ、重点分野3に「人間の安全保障」を追記すべき。</p>	<p>1 貴重なご意見をありがとうございます。本件方針では個別の支援内容については記載しておりませんが、具体的な支援の立案・実施に当たっては、いただいたご指摘を踏まえ、引き続き障害当事者の方々の参画にも配慮しつつ関連事業を進めていくことといたします。</p> <p>2 貴重なご意見をありがとうございます。御指摘を踏まえ、国別開発協力方針の重点分野3(2)ASEAN域内共通課題への対応に「人間の安全保障」への取組を追記いたしました。</p>
<p>(国名) レバノン共和国</p> <p>1 難民・国内避難民と、受入れコミュニティ双方に資する「包摂的」かつ「継続的」支援の必要性を明記すべき。</p>	<p>1 包摂性、持続可能性は、複合的危機の時代における「質の高い成長」の要素としてODA大綱で示されており明らかであることから、基本的には国別開発協力方針に記載しないこととしております。</p> <p>御指摘のとおり、レバノンにおける保健医療や教育などの基本的サービスへの支援ニーズは喫緊であり、「別紙：事業展開計画」の中に「保健・教育・水・エネルギー・環境など基礎的公共サービスの改善プログラム」及び「社会的脆弱者への経済的・社会的支援プログラム」を、また「平和構築・安全・安定化プログラム」においては「難民や国内避難民の流入や紛争による影響を受けた地域住民の生活環境の安全性の向上支援」を掲げております。本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>

<p>(国名) ペルー</p> <p>1 ペルーには、150万人以上のベネズエラ難民等が身を寄せることから、開発協力大綱の重点政策や人間の安全保障の観点に鑑み、難民・避難民・庇護希望者への継続的支援や包摂的支援の実施について明記するべき。</p>	<p>1 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>
<p>(国名) アンゴラ</p> <p>1 平素より大変お世話になっております。国別開発協力方針(案)パブリックコメント募集に関する掲載を拝見し、UNHCR 駐日事務所として、アンゴラの国別開発協力方針、特に「(2) 多層的な人材育成」「(3) 人間の安全保障」の段落につきまして、コメントを提出させていただきました。以下ご連絡させていただきました。以下ご検討いただけましたら幸いです。世界の強制移住をめぐる状況は悪化の一途をたどっており、世界で迫害や紛争により故郷を追われた人々は、2024年5月には約1億2千万人と、2010年の約3倍となっております。アンゴラにも現在、主にコンゴ民主共和国からの難民・庇護希望者が約5万7千人居住しています。日本政府は、2023年からグローバル難民フォーラム(GRF)において共同議長国を務め、人道・開発・平和の連携(HDPネクサス)に関するプレッジをリードしていますが、人道支援を行う段階から、自立支援(教育や職業訓練等)等、難民と受け入れコミュニティ双方に資する包摂的(インクルーシブ)な開発援助を行う重要性がますます認識されてきています。難民、庇護希望者の中には、社会的に脆弱な状況に置かれる方々が数多くいらっしゃいます。開発協力大綱でも難民・避難民等の包摂は</p>	<p>1 本方針に基づく具体的な支援の実施に当たり、御指摘の点を参考にさせていただきます。</p>

<p>重点政策として掲げられていますが、「誰も取り残さない」との人間の安全保障の観点から、難民への継続的支援の明記をご検討いただけましたら幸いです。</p> <p>また、様々な基礎サービス（保健・医療、教育など）、人材育成支援にあたっては、難民も含めた形で包摂的な援助を提供する必要性を明示して頂ければ幸いです。本件、弊所内でのとりまとめは渉外部辻井の方でおこなっておりますので、質問等ございましたら、当方までご連絡いただけましたら幸いです。何卒よろしく願いいたします。</p> <p>（国名）マラウイ</p> <p>1 重点分野（中目標）（2）基本的社会サービスの向上について、人間の安全保障の観点から、移動を強いられた人々への継続的支援の明記を検討すべき。</p> <p>2 同重点分野（2）に関する基本的社会サービス、人材育成支援において、難民・国内避難民も含めた包摂的な援助の必要性を明示すべき。</p>	<p>1～2 御指摘の点につき、関係者に共有のうえ、今後の案件形成・具体的な支援の実施に当たり、参考にさせていただきます。</p>
--	---

以上